

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電気通信業務用無線局）</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画（その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあっては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（電気通信業務用無線局）</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>三〇八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>三～九 (略)</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(11) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準</p>	<p>（特定無線局の無線設備の規格）</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の六の十一に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>三～九 (略)</p> <p>十 前条第二項に規定する基地局</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準</p>

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、**第四十九条の六の十第一項及び第五項**、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2) 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六**又は第四十九条の六の十**に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)

(3)～(5) (略)

七・八 (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2) 陸上移動中継局(設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものであつて、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものに限る。以下「特定陸上移動中継局」という。)

(3)～(5) (略)

七・八 (略)

改正後

改正前

（申請手続の簡略）

（申請手続の簡略）

第十五条の二の二（略）

第十五条の二の二（略）

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定するフェムトセル基地局（以下単に「フェムトセル基地局」という。）又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局（以下単に「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局（以下「フェムトセル基地局」という。）又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（V S A T地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4（略）

3・4（略）

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、

<p>移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（様式略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) <u>2.575MHzを超え2.595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>(12) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</p> <p>26～29 （略）</p>	<p>移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（様式略）</p> <p>注1～24 （略）</p> <p>25 24の欄の記載は、次によること。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。</p> <p>26～29 （略）</p>
---	--

改正案

現行

目次

目次

第一章〜第三章 (略)

第一章〜第三章 (略)

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節〜第四節の四の五 (略)

第一節〜第四節の四の五 (略)

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一)

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備(第四十九条の六の十一・**第四十九条の六の十二**)

第四節の五〜第四節の二十九 (略)

第四節の五〜第四節の二十九 (略)

第五節〜第九節 (略)

第五節〜第九節 (略)

第五章 (略)

第五章 (略)

附則

附則

(空中線電力の許容偏差)

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一〜十三 (略)	送信設備	許容偏差	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
		(略)	(略)	(略)
十四 シン	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七	ト	ト
グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を		四七	ト	ト

一〜十三 (略)	送信設備	許容偏差	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
		(略)	(略)	(略)
十四 シン	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備 (二) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七	ト	ト
グルキヤ リア周波 数分割多 元接続方 式携帯無 線通信を		四七	ト	ト

行う無線局の送信設備

<p>第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>第三・四GHzを超え三・六GHz以下のものを除く。）と通信を行うもの</p>
<p>八七</p>	<p>一〇〇</p>	<p>一〇〇</p>	<p>八七</p>	<p>一〇〇</p>
<p>四七</p>	<p>五〇</p>	<p>五〇</p>	<p>四七</p>	<p>六二</p>

行う無線局

(三) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備

(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備

<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>うもの送信設備</p>	<p>周波数の電波を送信する場合</p>	<p>二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>七九</p>
	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>周波数の電波を送信する場合</p>	<p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>一〇〇</p>	<p>七四</p>

<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）</p>	<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>七〇</p>
		<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八一五MHzを超え八三〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>

十五 直交 周波数分 割多元接 続方式携 帯無線通 信を行う 無線局の 送信設備	次に掲げる送信設備	第四十九条の六の十に おいて無線設備の条件 が定められている陸上 移動局の送信設備	二、〇一〇MHzを 超え二、〇二五 MHz以下の周波 数の電波を送信 する場合	八七
		三・四GHzを超え 三・六GHz以下の 周波数の電波を 送信する場合	七九	七九
	五〇			
	五〇			

十五 直交 周波数分 割多元接 続方式携 帯無線通 信を行う 無線局	次に掲げる送信設備	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている 基地局の送信設備 (二) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている 陸上移動局の送信設備 (三) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている 直交周波数分割多元接続方式携帯 無線通信設備の試験のための通信 等を行う無線局（直交周波数分割多 元接続方式携帯無線通信を行う基 地局の無線設備の試験若しくは調 整をするための通信を行う無線局 又は基地局と陸上移動局との間の 携帯無線通信が不可能な場合、その 中継を行う無線局をいう。以下同じ 。）の送信設備	その他の周波数 の電波を送信す る場合	八七
				五八
	五〇			五九
	五〇			三七

<p>(一) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十一において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信</p>	<p>五八</p> <p>五八</p>
--	--	---------------------

<p>(一) 第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の十二において 無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送</p>	<p>五八</p> <p>五八</p>
---	---	---------------------

<p>十六 時分 割・直交 周波数分 割多元接 続方式又 は時分割 ・シング ルキャリ ア周波数 分割多元 接続方式 広帯域移 動無線ア クセスシ ステムの 無線局の 送信設備</p>	
<p>第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信設備 その他の無線局の送信設備</p>	<p>バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇二五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの (三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇二五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>
<p>八七</p>	<p>八七</p>
<p>四七</p>	<p>七九</p>

<p>十六 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備</p>	<p>信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇二五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの (三) 第四十九条の六の十二において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇二五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>
<p>八七</p>	
<p>四七</p>	

十七・十八 (略)

(略)

(略)

2・3 (略)

4 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)の送信設備であつて、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の筐体きょうたいに収められたものの空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(表略)

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〇三 (略)

十七・十八 (略)

(略)

(略)

2・3 (略)

4 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うものの送信設備及び複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるものの送信設備(当該送信設備と同一の筐体きょうたいに収められた符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局(拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。)の送信設備を含む。)の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(表略)

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベル以下の値
陸上移動局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

5

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

5

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

(表略)

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

(表略)

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

装置

(表略)

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用するものを受信装置

(表略)

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するものを受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上三・三九GHz未満、三・六一GHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
陸上移動局又は陸上移動中は陸上移動中	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
継局	イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

(表略)

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

(表略)

七・八 (略)

9 13 (略)

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 20 (略)

21 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

22 施行規則第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(以下二二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信という。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

六・七 (略)

9 13 (略)

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二・四GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 20 (略)

21 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

(表略)

22 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動中継局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動中継局並びに二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信(施行規則第四条の四第二項第三号に規定する無線通信をい

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九MHz以上一五〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表における平均電力について同じ。)以下の値
一五〇MHz以上三〇〇MHz未満	任意の一〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九MHz以上一五〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表における平均電力について同じ。)以下の値
一五〇MHz以上三〇〇MHz未満	任意の一〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)</p> <p>ア 基地局の受信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値</p> <p>イ 陸上移動局の受信装置</p> <p>(1) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(2) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局(送信空中線の絶対</p>

う。以下同じ。)を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値

ウ 陸上移動中継局の受信装置

(1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

基地局からの電波を受信する場合にあつては(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつては第十四項の規定を、それぞれ適用する。

(2) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

基地局からの電波を受信する場合にあつては(3)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動中継局の受信装置

総務大臣が別に告示する値に適合すること。

ニ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シグナルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 基地局の受信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値

イ 陸上移動局の受信装置

(1) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局(送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とするものに限る。)の受信装置

任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)

- 一 陸上移動局の受信装置
任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇
デシベル以下の値
- 二 一以外の無線局の受信装置

- 三
 - イ 陸上移動局の受信装置
任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七
〇デシベル以下の値
 - ア 一以外の無線局の受信装置
- ウ 陸上移動中継局の受信装置
 - (1) 基地局に対する送信空中線の絶対利得が一〇デ
シベルを超える陸上移動中継局(送信空中線の絶
対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手
方とするものに限る。)の受信装置
 - 六八デシベル以下の値
 - (2) 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ
(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場
合にあつては前項の規定を、それぞれ適用する。
 - (3) (1)以外の陸上移動中継局(送信空中線の絶対利
得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方
とするものに限る。)の受信装置
- エ 基地局からの電波を受信する場合にあつてはイ
(2)の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場
合にあつては前項の規定を、それぞれ適用する。
- (3) の規定を、陸上移動局からの電波を受信する場
合にあつてはアの規定を、それぞれ適用する。
- (1) 及び(2)以外の陸上移動中継局の受信装置
- 総務大臣が別に告示する値に適合すること。
- 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局

	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

23 (略)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)

2 (略)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(表略)

- 一 一般的条件
- イ ホ (略)

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)と一の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値

23 (略)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備(第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならない。

- 一・二 (略)

2 (略)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

(表略)

- 一 一般的条件
- イ ホ (略)

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(一の者により運用されるものに限る。)と一の陸上移動局との間の通信に限るものとする。

であつて、時分割複信方式を用いるもの

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト (略)

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ト (略)

二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

ロ 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

ハ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

ニ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数

二 (略)

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 (略)

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの)から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、

キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件)に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ ホ (略)

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。)と一の陸上移動局との間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)に限るものとする。

(1) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備のうち、二、〇一〇MHzを超え二、

四〇六 (略)

三〇四 (略)

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号ロに限る。)の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ ホ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、

○二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力(キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和)は、〇・二ワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては三デシベル以下であること。

次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

二 空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数帯における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

送信する電波の周波数	チャネル間隔	周波数幅	漏えい電力
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下	五MHz	四・五MHz幅	(一) 四八・五デシベル
			(二) 四八・五デシベル
			(一) ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。
			(一) 〇MHz
			(一) 五MHz
三・四GHzを超え三・六GHz以下	五MHz	四・五MHz幅	(一) 四八・五デシベル
			(二) 四八・二デシベル
			(一) 〇MHz
	一〇MHz	九MHz幅	(一) 四八・五デシベル
			(二) 四八・二デシベル
	一五MHz	一三・五MHz幅	(一) 四八・二デシベル
	二〇MHz	一八MHz幅	(一) 四八・二デシベル

4 第一項の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信すること。
- 二 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。
- 三 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

- イ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で(一) 四八・五デシベル(二) ミリワットを〇デシベルとする。(以下であること。
- ロ チャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で(一) 四八・五デシベル(二) ミリワットを〇デシベルとする。(以下であること。
- ハ チャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で(一) 四八・五デシベル(二) ミリワットを〇デシベルとする。(以下であること。

と。

五 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5) 第一項の基地局の無線設備のうち、三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

6) 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち、三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の電波を送信するものは、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならぬ。

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四節の四の六 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合には直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

- ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
- ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。
- 二 送信装置の条件
 - イ 変調方式は、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
 - ロ 隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- 2) 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
 - 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
 - イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数
 - ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数
 - ハ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数
 - ニ 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より一九〇MHz低い周波数
- 二 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有するもの。
- 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一MHz幅で(一)六一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
- 四 空中線電力は、二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下で

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ・ホ (略)

二 (略)

あること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

第四十九条の六の十二 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

ニ・ホ (略)

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線は、その絶対利得が「七デシベル」以下であること。
- 三 (略)

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線の絶対利得は、「五デシベル」以下であること。
- 三 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線の絶対利得は、「五デシベル」(陸上移動局(中継を行うものを除く。))と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。))の無線設備にあつては、「二デシベル」以下であること。
- 三・四 (略)

5 57 (略)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線は、その絶対利得が「二五デシベル」以下であること。
- 三 (略)

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線の絶対利得は、「二五デシベル」以下であること。
- 三 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 送信空中線の絶対利得は、「五デシベル」以下であること。
- 三・四 (略)

5 57 (略)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ (略)

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。）と一の陸上移動局の間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。

三 (略)

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

4 5 7 (略)

イ・ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

ニ (略)

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（一の者により運用されるものに限る。）から一の陸上移動局への送信に限るものとする。

二 (略)

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

三 (略)

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

4 5 7 (略)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局**、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、MCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信の中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア

続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(f は、送信周波数(単位Hz)とする。)。

(ア) 基地局

A 空中線電力が38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超え38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

(4) 陸上移動中継局 (時分割複信方式を用いるものに限る。)

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 (0.1

ア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア～カ (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする(f は、送信周波数(単位Hz)とする。)。

(ア) 基地局

A 空中線電力が38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超えるもの $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) を超え38デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

C 空中線電力が20デシベル (1 mWを0デシベルとする。) 以下のもの $(0.25 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

$\times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

(ウ) 陸上移動局

A 第49条の6の10に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局のうち陸上移動局と通信を行うものの無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B Aに掲げる以外の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ) バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$(2 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(ウ) バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6})$ Hz

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(2)～(17) (略)

(イ) 陸上移動局 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(イ) 周波数分割複信方式を用いるもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6})$ Hz

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$(2 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A 基地局 $(0.05 \times f \times 10^{-6})$ Hz

B 陸上移動局 $(2.5 \times f \times 10^{-6})$ Hz

fは、送信周波数(単位Hz)とする。

(2)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～11 (略)

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(3) (略)

3 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(4) (略)

4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

ア チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz

エ チャネル間隔が20MHzのもの(3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。) 20MHz

オ アからエまでの規定にかかわらず、陸上移動局の無線設備であつてキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うもの 総務大臣が別に告示で定める値

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)～(4) (略)

4 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるもの

(1)～(3) (略)

(4) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもの

ア チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz

イ チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz

ウ チャネル間隔が15MHzのもの 15MHz

<p>(5) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるもの</u></p> <p>(1) <u>チャネル間隔が5MHzのもの 5MHz</u></p> <p>(2) <u>チャネル間隔が10MHzのもの 10MHz</u></p> <p>(3) <u>チャネル間隔が20MHzのもの 20MHz</u></p>
<p>第13～65 (略)</p>	<p>第13～65 (略)</p>
<p>別表第三号 (第7条関係)</p>	<p>別表第三号 (第7条関係)</p>
<p>1～16 (略)</p> <p>17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p>	<p>1～16 (略)</p> <p>17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p>
<p>18～59 (略)</p>	<p>18～59 (略)</p>

改 正 案

現 行

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇十一の二十の三（略）

一〇十一の二十の三（略）

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十**第一項及び第三項**においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は**シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備**

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十一第一項においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の二十五 設備規則**第四十九条の六の十一**においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十五 設備規則**第四十九条の六の十二**においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十六 設備規則**第四十九条の六の十一**においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十六 設備規則**第四十九条の六の十二**においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十七 設備規則**第四十九条の六の十一**においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信

十一の二十七 設備規則**第四十九条の六の十二**においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信

パースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則**第四十九条の六の十一**においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信パースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの
十二〇六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	装	二	試験項目	三	測定器等	四	特定無線設備の種別
						(略)	(略)
						二	第
						二	第
						二	第
						二	第
						二	第
						(略)	(略)

パースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則**第四十九条の六の十二**においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信パースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの
十二〇六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、**第十一号の二十三**、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

二 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二	試験項目	三	測定器等	四	特定無線設備の種別

置装信送							置
周波数 占 有 周 波 数 帯	幅 占 有 周 波 数 帯	ス プ リ ア ス 発 射 又 は 不 要 発 射 の 強 度	空 中 線 電 力	比 吸 収 率	周 波 数 偏 移 又 は 周 波 数 偏 位 又 は 変 調 度	プ レ エ ン プ ア	
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器
				注15			備設線無の一十二の一十一第項一第条
							備設線無の二の一十二の一十一第項一第条
							備設線無の二十二の一十一第項一第条
							備設線無の三十二の一十一第項一第条
							備設線無の四十二の一十一第項一第条

置装信送							置装
周波数 占 有 周 波 数 帯	幅 占 有 周 波 数 帯	ス プ リ ア ス 発 射 又 は 不 要 発 射 の 強 度	空 中 線 電 力	比 吸 収 率	周 波 数 偏 移 又 は 周 波 数 偏 位	は 周 波 数 偏 位	
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器	スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	
							略)
				注15			備設線無の一十二の一十一第項一第条二第
							備設線無の二十二の一十一第項一第条二第
				注15			備設線無の三十二の一十一第項一第条二第
							備設線無の四十二の一十一第項一第条二第
							略)

置装信受															
レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏れ電力又は帯域外漏れ電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	音	総合歪及び雑音	性	総合周波数特性	搬送波電力	シス特性
標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器	電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 スペクトル分析器	直線検波器
				○		○	○								
				○			17注○								
				○		16注○	○								
				○			○								
				○			○								

置装信受															
減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏れ電力又は帯域外漏れ電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	音	総合歪及び雑音	性	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	又は変調度
標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器	電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 スペクトル分析器	直線検波器	度計
			○		○	○									
			○		16注○	○									
			○		○	○									
			○		16注○	○									

隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器								
感度抑圧効果	レベル計又はオシロス コープ								
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計								
周波数変動	周波数計								
ディエンフ ア特性	低周波発振器 直線検波器								
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計								

注1(略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備(時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局)の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局をいう。)の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局(時分割・周波

スプリアス・ レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計								
隣接チャネル 選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ								
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計								
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計								
周波数変動	周波数計								
ディエンフ ア特性	低周波発振器 直線検波器								
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計								

注1(略)

16 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するもの、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備(時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局(時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局)の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局をいう。)の無線設備、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局(時分割・周波

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備(再生中継方式)設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備(再生中継方式)以外の中継方式による中継を行うものに限る。)、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

一・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(表略)

注 1・2 (略)

数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。))の無線設備(基地局と通信を行うものに限る。)、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備であつて時分割複信方式を用いるもの及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。)の無線設備(周波数分割複信方式を用いるものにあつては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)に限る。

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備(再生中継方式)設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。)以外の中継方式による中継を行うものに限る。))又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。))にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ・ウ (略)

一・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(表略)

注 1・2 (略)

<p>3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。</p> <p>(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。</p> <p>(2) 第2条第1項第11号の19又は第11号の21に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。</p> <p>(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19若しくは第11号の21に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからキまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>ア 718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯</p> <p>イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯</p> <p>ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯</p> <p>エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯</p> <p>オ 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯</p> <p>カ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下</p>	<p>3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。</p> <p>(1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「(20kHz間隔1,001波)」のように付記すること。</p> <p>(2) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。</p> <p>(3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。</p> <p>(4) 第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからカまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。</p> <p>ア 718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯</p> <p>イ 815MHzを超え845MHz以下及び860MHzを超え890MHz以下の周波数帯</p> <p>ウ 900MHzを超え915MHz以下及び945MHzを超え960MHz以下の周波数帯</p> <p>エ 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下及び1475.9MHzを超え1510.9MHz以下の周波数帯</p> <p>オ 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下及び1839.9MHzを超え1879.9MHz以下の周波数帯</p> <p>カ 1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下</p>
---	---

下の周波数帯

キ 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

- 4～7 (略)
- 8 3の(2)の欄は、次によること。
- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の21、第11号の21の2、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。
- (2) (略)
- 9～12 (略)
- 第二～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	<u>IU</u>
<u>第2条第1項第11号の21の2に掲げる無線設備</u>	<u>IS</u>

下の周波数帯

4～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

- (2) (略)
- 9～12 (略)
- 第二～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式 略)

注1～3 (略)

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	<u>IU</u>

第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	KU	第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	KU
第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	<u>LS</u>	第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	<u>LU</u>
第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	<u>KS</u>	第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	<u>MU</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)		5 (略)	